

監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書（序） 監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語 2011年12月22日 改正 2013年 6 月 17日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2015年 5 月 29日 改正 2016年 1 月 26日 改正 2021年 6 月 8 日 改正 2022年 7 月 21日 改正 2022年 10月 13日 改正 2023年 1 月 12日 改正 2024年 9 月 26日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 （報告書：第1号） 《1. 本報告書の目的》 (省 略) 《2. 監査基準報告書を含む監査実務指針の位置付け》 (省 略) 《3. 監査基準報告書及び関連する公表物の体系》 (省 略) 《4. 監査基準報告書及び関連する公表物の起草方針》 (省 略) 《5. 監査業務に関連する用語》 (省 略) 《6. 不正リスク対応基準に関連する指針》 (省 略)	監査基準報告書（序） 監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語 2011年12月22日 改正 2013年 6 月 17日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2015年 5 月 29日 改正 2016年 1 月 26日 改正 2021年 6 月 8 日 改正 2022年 7 月 21日 改正 2022年 10月 13日 改正 2023年 1 月 12日 最終改正 2024年 9 月 26日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 （報告書：第1号） 《1. 本報告書の目的》 (省 略) 《2. 監査基準報告書を含む監査実務指針の位置付け》 (省 略) 《3. 監査基準報告書及び関連する公表物の体系》 (省 略) 《4. 監査基準報告書及び関連する公表物の起草方針》 (省 略) 《5. 監査業務に関連する用語》 (省 略) 《6. 不正リスク対応基準に関連する指針》 (省 略)

改正案	現 行																		
以 上	以 上																		
- 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）の付録は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」（2022 年 6 月 16 日改正） - 品質管理基準報告書第 2 号「監査業務に係る審査」（2022 年 6 月 16 日公表） - 監査基準報告書 220「監査業務における品質管理」（2022 年 6 月 16 日改正） - 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） - 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年 1 月 12 日改正） - 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）の付録は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 企業会計審議会「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」（2024 年 3 月 27 日公表） - 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」（2024 年 9 月 26 日改正） - 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正） - 本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」（ 年 月 日改正）	- 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）の付録は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」（2022 年 6 月 16 日改正） - 品質管理基準報告書第 2 号「監査業務に係る審査」（2022 年 6 月 16 日公表） - 監査基準報告書 220「監査業務における品質管理」（2022 年 6 月 16 日改正） - 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） - 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年 1 月 12 日改正） - 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）の付録は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 企業会計審議会「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」（2024 年 3 月 27 日公表） - 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」（2024 年 9 月 26 日改正） - 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正）																		
付録 1：監査基準報告書及び関連する公表物の体系 (省 略)	付録 1：監査基準報告書及び関連する公表物の体系 (省 略)																		
付録 2：監査基準報告書の構成 (省 略)	付録 2：監査基準報告書の構成 (省 略)																		
付録 3：当協会の委員会等が発出する会員の業務に関する公表物の態様と監査基準報告書及び関連する公表物の整理（読替表） (省 略)	付録 3：当協会の委員会等が発出する会員の業務に関する公表物の態様と監査基準報告書及び関連する公表物の整理（読替表） (省 略)																		
付録 4：監査基準報告書及び関連する公表物の起草方針 (省 略)	付録 4：監査基準報告書及び関連する公表物の起草方針 (省 略)																		
付録 5：監査基準報告書及び関連する公表物の用語集 (省 略)	付録 5：監査基準報告書及び関連する公表物の用語集 (省 略)																		
<table><tr><th>用 語</th><th>定義又は説明</th><th>備 考</th></tr><tr><td colspan="3">(省 略)</td></tr><tr><td>アクセス・コントロール Access controls</td><td>アクセス・コントロールとは、オンライン端末、プログラムやデータにアクセスすることを制限する手続をいう。アクセス・コントロールは、「利用者の認証」と「利用者の承認」から成る。「利用者の認証」は、通常、固有のログオンによる認証、パスワード、アクセスカード又は生体認証データを通じて、個人を特定しようとするものである。「利用者の承認」は、個々の利用者がアクセス可能なコンピュータ・リソースを決定するアクセスのルールから成る。</td><td>監基報 240 の <u>A103 項</u></td></tr></table>	用 語	定義又は説明	備 考	(省 略)			アクセス・コントロール Access controls	アクセス・コントロールとは、オンライン端末、プログラムやデータにアクセスすることを制限する手続をいう。アクセス・コントロールは、「利用者の認証」と「利用者の承認」から成る。「利用者の認証」は、通常、固有のログオンによる認証、パスワード、アクセスカード又は生体認証データを通じて、個人を特定しようとするものである。「利用者の承認」は、個々の利用者がアクセス可能なコンピュータ・リソースを決定するアクセスのルールから成る。	監基報 240 の <u>A103 項</u>	<table><tr><th>用 語</th><th>定義又は説明</th><th>備 考</th></tr><tr><td colspan="3">(省 略)</td></tr><tr><td>アクセス・コントロール Access controls</td><td>アクセス・コントロールとは、オンライン端末、プログラムやデータにアクセスすることを制限する手続をいう。アクセス・コントロールは、「利用者の認証」と「利用者の承認」から成る。「利用者の認証」は、通常、固有のログオンによる認証、パスワード、アクセスカード又は生体認証データを通じて、個人を特定しようとするものである。「利用者の承認」は、個々の利用者がアクセス可能なコンピュータ・リソースを決定するアクセスのルールから成る。</td><td>監基報 240 <u>付録 1</u></td></tr></table>	用 語	定義又は説明	備 考	(省 略)			アクセス・コントロール Access controls	アクセス・コントロールとは、オンライン端末、プログラムやデータにアクセスすることを制限する手続をいう。アクセス・コントロールは、「利用者の認証」と「利用者の承認」から成る。「利用者の認証」は、通常、固有のログオンによる認証、パスワード、アクセスカード又は生体認証データを通じて、個人を特定しようとするものである。「利用者の承認」は、個々の利用者がアクセス可能なコンピュータ・リソースを決定するアクセスのルールから成る。	監基報 240 <u>付録 1</u>
用 語	定義又は説明	備 考																	
(省 略)																			
アクセス・コントロール Access controls	アクセス・コントロールとは、オンライン端末、プログラムやデータにアクセスすることを制限する手続をいう。アクセス・コントロールは、「利用者の認証」と「利用者の承認」から成る。「利用者の認証」は、通常、固有のログオンによる認証、パスワード、アクセスカード又は生体認証データを通じて、個人を特定しようとするものである。「利用者の承認」は、個々の利用者がアクセス可能なコンピュータ・リソースを決定するアクセスのルールから成る。	監基報 240 の <u>A103 項</u>																	
用 語	定義又は説明	備 考																	
(省 略)																			
アクセス・コントロール Access controls	アクセス・コントロールとは、オンライン端末、プログラムやデータにアクセスすることを制限する手続をいう。アクセス・コントロールは、「利用者の認証」と「利用者の承認」から成る。「利用者の認証」は、通常、固有のログオンによる認証、パスワード、アクセスカード又は生体認証データを通じて、個人を特定しようとするものである。「利用者の承認」は、個々の利用者がアクセス可能なコンピュータ・リソースを決定するアクセスのルールから成る。	監基報 240 <u>付録 1</u>																	

改正案				現 行			
		これらの手続は、特に、以下を防止又は発見するためにデザインされる。 (a) オンライン端末、プログラムやデータへの未承認のアクセス (b) 未承認の取引の記帳 (c) データファイルへの未承認の変更 (d) 未承認の者によるコンピュータ・プログラムの利用 (e) コンピュータ・プログラムの未承認の利用 アクセス・セキュリティには、アクセス・コントロールに加えて、直接・間接的に会計データに影響を与える情報セキュリティが含まれる。例えば、ユーザ I D 管理やログ管理といった、プログラム及びデータ等の情報資源へのアクセスを制限するための論理的セキュリティのツールの導入・運用、入退出管理や情報機器への物理的なアクセス制限等に係る内部統制が含まれる。				これらの手続は、特に、以下を防止又は発見するためにデザインされる。 (a) オンライン端末、プログラムやデータへの未承認のアクセス (b) 未承認の取引の記帳 (c) データファイルへの未承認の変更 (d) 未承認の者によるコンピュータ・プログラムの利用 (e) コンピュータ・プログラムの未承認の利用 アクセス・セキュリティには、アクセス・コントロールに加えて、直接・間接的に会計データに影響を与える情報セキュリティが含まれる。例えば、ユーザ I D 管理やログ管理といった、プログラム及びデータ等の情報資源へのアクセスを制限するための論理的セキュリティのツールの導入・運用、入退出管理や情報機器への物理的なアクセス制限等に係る内部統制が含まれる。	
(省 略)				(省 略)			
	誤謬 Error	財務諸表の意図的でない虚偽表示をいい、金額又は注記事項の脱漏を含む。	監基報 240 第 <u>4</u> 項		誤謬 Error	財務諸表の意図的でない虚偽表示をいい、金額又は注記事項の脱漏を含む。	監基報 240 第 <u>2</u> 項
	資産の流用 Misappropriation of assets	従業員により行われ、比較的少額であることが多い。しかし、資産の流用を偽装し隠蔽することを比較的容易に実施できる立場にある経営者が関与することもある。	監基報 240 の <u>A6</u> 項		資産の流用 Misappropriation of assets	従業員により行われ、比較的少額であることが多い。しかし、資産の流用を偽装し隠蔽することを比較的容易に実施できる立場にある経営者が関与することもある。	監基報 240 の <u>A5</u> 項
(省 略)				(省 略)			
	不正 Fraud	不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を伴う、経営者、取締役、監査役等、従業員又は第三者による意図的な行為をいう。	監基報 240 第 <u>18</u> 項(1)		不正 Fraud	不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を伴う、経営者、取締役、監査役等、従業員又は第三者による意図的な行為をいう。	監基報 240 第 <u>10</u> 項(1)
	不正な財務報告 Fraudulent financial reporting	財務諸表の利用者を欺くために財務諸表に意図的な虚偽表示を行うことであり、計上すべき金額を計上しないこと又は必要な注記を行わないことを含んでいる。	監基報 240 の <u>A3</u> 項		不正な財務報告 Fraudulent financial reporting	財務諸表の利用者を欺くために財務諸表に意図的な虚偽表示を行うことであり、計上すべき金額を計上しないこと又は必要な注記を行わないことを含んでいる。	監基報 240 の <u>A2</u> 項
	不正による重要な虚偽表示の疑義 Suspicion of a material misstatement due to fraud	不正による重要な虚偽表示の疑いが高いと監査人が判断した状況をいい、以下のいずれかに当てはまる場合が該当する。 ・ 不正による重要な虚偽表示を示唆する状況について、関連して入手した監査証拠に基づいて経営者の説明に合理性がないと監査人が判断した場合 ・ 識別し評価した不正による重要な虚偽表示リスクに対応して当初計画した監査手続を実施した結果、必要と判断した追加的な監査手続を実施してもなお、不正リスクに関連する十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合	監基報 240 第 <u>18</u> 項 F(5)		不正による重要な虚偽表示の疑義 Suspicion of a material misstatement due to fraud	不正による重要な虚偽表示の疑いが高いと監査人が判断した状況をいい、以下のいずれかに当てはまる場合が該当する。 ・ 不正による重要な虚偽表示を示唆する状況について、関連して入手した監査証拠に基づいて経営者の説明に合理性がないと監査人が判断した場合 ・ 識別し評価した不正による重要な虚偽表示リスクに対応して当初計画した監査手続を実施した結果、必要と判断した追加的な監査手続を実施してもなお、不正リスクに関連する十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合	監基報 240 第 <u>10</u> 項 F(<u>6</u>)
	(削 る)				不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況 Circumstances that may indicate the	不正による重要な虚偽表示が行われている可能性を示す状況をいい、監査手続を実施した結果、当該状況を識別した場合、監査人は、アサーション・レベルの不正による重要な虚偽表示リスクに関する評価が依然として適切であるかどうかを判断する際にこれを考慮することが求められる。	監基報 240 第 10 項(4)

改正案				現 行			
					possibility of a material misstatement due to fraud		
	不正による重要な虚偽表示を示唆する状況 Circumstances that indicate the possibility of a material misstatement due to fraud	<u>不正又は不正の疑い</u> を示す状況のうち、不正による重要な虚偽表示が行われている可能性がより高いものとして不正リスク対応基準で取り扱われているものをいい、当該状況が存在する場合、監査人は、経営者に質問し説明を求めるとともに、追加的な監査手続を実施することが求められる。	監基報240 第 <u>18</u> 項 <u>F(4)</u>		不正による重要な虚偽表示を示唆する状況 Circumstances that indicate the possibility of a material misstatement due to fraud	不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況のうち、不正による重要な虚偽表示が行われている可能性がより高いものとして不正リスク対応基準で取り扱われているものをいい、当該状況が存在する場合、監査人は、経営者に質問し説明を求めるとともに、追加的な監査手続を実施することが求められる。	監基報240 第 <u>10</u> 項 <u>F(5)</u>
	不正リスク Risks of fraud	不正による重要な虚偽表示リスクの略称。不正による重要な虚偽表示リスク、不正リスクいずれの表現も用いている。	監基報240 第 <u>18</u> 項(3)		不正リスク Risks of fraud	不正による重要な虚偽表示リスクの略称。不正による重要な虚偽表示リスク、不正リスクいずれの表現も用いている。	監基報240 第 <u>10</u> 項(3)
	不正リスク要因 Fraud risk factors	不正を実行する動機やプレッシャーの存在を示す事象や状況、不正を実行する機会を与える事象や状況、又は不正行為に対する姿勢や不正行為を正当化する状況をいう。	監基報240 第 <u>18</u> 項(2)		不正リスク要因 Fraud risk factors	不正を実行する動機やプレッシャーの存在を示す事象や状況、不正を実行する機会を与える事象や状況、又は不正行為に対する姿勢や不正行為を正当化する状況をいう。	監基報240 第 <u>10</u> 項(2)
(省 略)				(省 略)			
(省 略)				(省 略)			
付録6：不正リスク対応基準に準拠して監査を実施する場合の要求事項及び適用指針を含む監査基準報告書の一覧（第9項参照）				付録6：不正リスク対応基準に準拠して監査を実施する場合の要求事項及び適用指針を含む監査基準報告書の一覧（第9項参照）			
(省 略)				(省 略)			
・ 監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」： <u>18項F(4)、18項F(5)、F19-2項、F23-2JP項、F29-2JP項、F26-2JP項、F54-2JP項、F56-2JP項からF56-4JP項、F63-2JP項、F63-3JP項、F64-2JP項、F68-2JP項、F68-3JP項、FA42-2JP項、FA42-3JP項、FA49-2JP項からFA49-4JP、FA59-2JP項、FA59-3JP項、FA50-2165-2JP項、FA165-3JP項、FA194-2JP項、F194-3JP項、FA196-2JP項、F 付録4</u>				・ 監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」： <u>10項F(5)、10項F(6)、F11-2項、F14-2項、F15-2項、F32-3項、F35-2項からF35-4項、F36-2項、F38-2項、F38-3項、F39-2項、F44-2項、F44-3項、FA10-2項からFA10-6項、FA50-2項、FA50-3項、FA51-2項、FA51-3項、FA56-2項、FA56-3項、FA57-2項、F 付録4</u>			
(省 略)				(省 略)			
付録7：審議プロセス				付録7：審議プロセス			
(省 略)				(省 略)			
以 上				以 上			

以 上